

質問日	質問内容	回答日	回 答
9月6日	助成対象団体とは、具体的にどのような団体を指すか。	9月7日	<p>本事業における「助成対象団体」とは、実施要領「第2 助成対象団体」の要件を満たす法人の他、自治会や同窓会、互助会、ボランティア団体等の「権利能力なき社団」、その他任意団体を含みます。</p>
9月6日	本事業を実施するための企業連携体を組織した場合、助成対象となるか。	9月7日	<p>差支えありませんが、次の点にご留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●連合体として申請される場合、本事業においては1団体として扱うとともに、連合体の主たる団体及び代表責任者を明確にする必要があります。 ●実施要領「第2 助成対象団体」(1)における各要件は、すべての構成団体で満たしている必要があります。 ●団体の運営に関する規約等の写しについては、構成団体それぞれご提出ください。 ●本事業のために連合体の団体規約を新たに作る必要はありません。